

(別紙)

①東京都教育委員（木村孟、内館牧子、竹花豊、乙武洋匡、山口 香、比留間英人）

②東京都教育委員会事務局

に対する実教出版教科書採択妨害問題に関する

10月17日付 措置請求（※骨子）、その他の請求人

※

- ・これは、東京都教育委員としての職責に反する違法不当な職務行為である。
- ・このような教育委員としての任務に背いた公務に対する東京都の給与支出行為及び上記各委員の給与受領行為は、地方公共団体としての東京都の財務を害するものである。

- ① よって、地方自治法242条に基づき、厳重な監査の上、各教育委員に対して、受領した6月分の給与の内から、6月13・27日分（委員会開催日）に相当する金額を返還させる措置をとられたい。
- ② また、教育委員会事務局に対して、上記通知をなすに要した事務費用相当額を東京都に返還させる措置をとられたい。

	名 前	住 所	職 業	印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

送付先：むさん法律事務所 東京都港区西新橋 1-9-8 南佐久間町ビル 2階 tel 5511-2600

要：東京都民であること、自筆署名であること（fax不可）、第二次締切は11月15日